

第五回 東京デジタルサービス会議

**令和4年8月22日（木）10:00–
(オンライン開催)**



1. 開 会

2. 議 事

- (1) 行動指針のバージョンアップについて
- (2) ワーキング・グループ（WG）活動状況について
- (3) DXに関する海外現地調査報告について

3. 閉 会

今後の活動予定 など

役 職	氏 名	所 属
座 長	村井 純	慶應義塾大学 教授
	岩崎 尚子	早稻田大学 教授
小野 和俊		株式会社クレディセゾン 取締役（兼）専務執行役員 C T O （兼） C I O
越塚 登		東京大学大学院 教授

「東京デジタルサービス会議」設置要綱



令和4年7月21日改正 04デ戦戦第284号

(名称)

第1条 本会は、東京デジタルサービス会議（以下「本会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 全庁を挙げて都政のデジタル化を進めるにあたり、都民誰しもが“使いやすく、満足度の高い”質の高いデジタルサービスの提供を目指すため、様々な分野の専門家から意見を聴取し、都が今後検討していくデジタルサービスの開発・運用に係る指針や遵守すべきガイドライン等の取りまとめの基礎とすることを目的に、「東京デジタルサービス会議」を設置する。

(組織)

第3条 本会議は、東京都C I O（情報統括責任者）及び東京都C I Oが別途委嘱する構成員をもって組織する。

2 構成員の任期は、前項の規定による委嘱を受けた日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
3 座長は、構成員の互選により定める。

(本会議)

第4条 本会議は、座長が招集する。
2 本会議は、必要があると認めるときは、本会議構成員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。
3 東京都C I Oを除く本会議構成員のうち、実際に本会議に出席した者に対しては、都の基準により定める謝礼を支払うことができる。

4 本会議の資料及び議事録については、原則として公開とし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができます。

(ワーキンググループ)

第5条 本会議に、ワーキンググループを置く。
2 ワーキンググループは、本会議の付託を受けて、その分野に属する事項を検討する。
3 ワーキンググループにグループ長を置き、グループ長が会の招集を行う。
4 グрупп長は、ワーキンググループ構成員の互選により定める。
5 グрупп長は、ワーキンググループの事務を掌理する。
6 ワーキンググループの資料及び議事録については原則非公開とし、内容を取りまとめた後、本会議に報告する（本会議においてワーキンググループ報告事項を公開する。）。

(事務局)

第6条 本会議の庶務は、デジタルサービス局戦略部戦略課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。